○経済産業省告示第百二号

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）別表第三第二表の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十九年経済産業省告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月二十三日　経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1～11　［略］ 12　事業報酬率 規則別表第3第2表の「事業報酬率」は、2.89%とする。 13～14　［略］	1～11　［略］ 12　事業報酬率 規則別表第3第2表の「事業報酬率」は、2.59%とする。 13～14　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○経済産業省告示第百三号

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）別表第一第二表の規定に基づき、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十九年経済産業省告示第百七十六号）の全部を改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月二十三日　経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	22	23	24	25	26	27	28	22～28平均
全産業自己資本利益率	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	9.24	9.78	
公社債利回り実績値	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	0.36	0.03	
自己資本報酬率適用率（β値：0.6）	4.59	3.44	3.92	5.66	5.87	5.69	5.88	5.01（A）

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	1.59
平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.16%）補正後）	1.75
（参考）事業報酬率（(A)×35%＋(B)×65%）	
需要家数30万戸以上の事業者	2.79
需要家数30万戸未満の事業者	2.89

○環境省告示第三十九号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として、次の地域を指定したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、当該地域及びその名称を公示する。

この地域を表示した図面は、環境省、山形県庁及び鶴岡市役所に備え付けて供覧する。

平成三十年五月二十三日　環境大臣　中川　雅治

地域の名称
山形県鶴岡市の一部　国民保養温泉地　湯野浜温泉

○環境省告示第四十号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として、昭和五十四年三月環境庁告示第十二号及び平成十一年四月環境庁告示第二十六号をもって指定した地域のうち、次の地域の指定を解除したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、当該地域及びその名称を公示する。

この地域を表示した図面は、環境省、群馬県庁及びみなかみ町役場に備え付けて供覧する。

平成三十年五月二十三日　環境大臣　中川　雅治

地域の名称
群馬県利根郡みなかみ町の一部　国民保養温泉地　上牧・奈女沢温泉
群馬県利根郡みなかみ町の一部　国民保養温泉地　湯宿・川古・法師温泉

○環境省告示第四十一号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として、次の地域を指定したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、当該地域及びその名称を公示する。

この地域を表示した図面は、環境省、群馬県庁及びみなかみ町役場に備え付けて供覧する。

平成三十年五月二十三日　環境大臣　中川　雅治

地域の名称
群馬県利根郡みなかみ町の一部　国民保養温泉地（上牧・奈女沢・湯宿・川古・猿ヶ京・法師温泉）

○東北地方整備局告示第百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十年五月二十三日　東北地方整備局長　津田　修一

第1　起業者の名称　岩手県

第2　事業の種類　二級河川安家川水系安家川改修工事（左岸：岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林地内、右岸：岩手県下閉伊郡岩泉町安家字年々地内から同町安家字氷渡地内まで）並びにこれに伴う県道及び町道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林、字年々、字日蔭及び字氷渡地内

2　使用の部分　岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林、字日蔭及び字氷渡地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林地内の二級河川安家川水系安家川（以下単に「安家川」という。）左岸の延長2,647mの区間及び同町安家字年々地内から同町安家字氷渡地内までの安家川右岸の延長2,622mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川安家川水系安家川改修工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。